

## 1 移動円滑化経路

## 良い事例

改札口



道路から改札口まで視覚障害者誘導用ブロックにて誘導しています。自動改札口が利用困難な場合があるため、有人改札口を併設しています。上記ブロックは有人改札口へ誘導しています。しかし、改札口を通過後に上記ブロックが屈折してしまったのが残念です。

階段



改札口から階段まで視覚障害者誘導用ブロックにて誘導しています。階段には両側に手摺が設置されています。また、階段の段鼻と踏面の色彩を明度差の大きいものとしています。

## 2 公共交通機関の施設

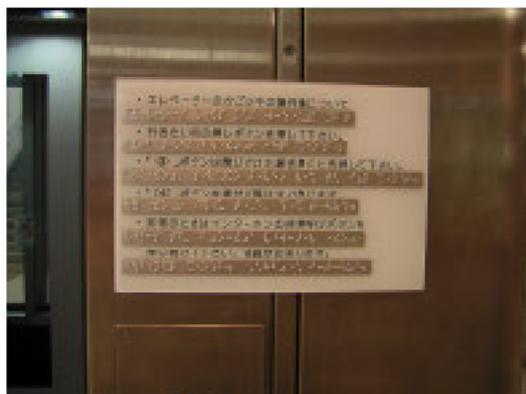


階段手摺には点字表示を行っています。  
点字表示にはその内容が文字で併記されています。

コンコースより昇降機正面



乗降ロビー操作盤の案内板



乗降ロビーのインターホン



かご内手摺、ガラス窓



かご内車いす使用者用制御装置



プラットフォームより昇降機正面



階段を登れない、登らない方等は昇降機にて乗降場までの経路を確保しています。

プラットホームより階段の上端部



階段を登ると乗降場です。視覚障害者誘導用ブロックにてプラットフォームの縁端まで誘導しています。ホーム縁端を警告する点状ブロックはプラットホームの縁端から80～100cm程度となっています。しかし、上記ブロックがJIS T 9251に合わせたものでないのが残念です。また、ホームの縁端部の点状ブロックに交わっている線状ブロックの間（T字部）には、点状ブロックを設置すべきですが線状ブロックとなっています。ホーム縁端を警告する点状ブロックは、点状ブロックと1本の線状突起を1組としたものの方が望ましいです。

## 2 通路 3 傾斜路

### 良くない事例

通路1



階段の下端



視覚障害者誘導用ブロックの敷設にあたって、公共用通路と旅客施設の境界部分での管理区域及び施行区分の異なりにより、連続性が保たれないことがないよう協議が必要です。

写真左方は路面の色彩が異なり、視覚障害者誘導用ブロックの色彩、敷設にも連続性がありません。また、写真右方の路面の色彩では、上記ブロックの色彩と路面の色彩との明度差がありません。

通路 2



壁から視覚障害者誘導用ブロックまでの距離が60cm程度ありません。

### 良い事例



同一業種で事業者の異なる路線相互の乗換え経路です。視覚障害者誘導用ブロックと床面の色彩を明度差の大きいものとしています。また、傾斜路の上端、下端に近接する通路には点状ブロックが設置されています。しかし、線状ブロックが連続して設置されていません。

## 4 階段

## 良い事例

階段の下段より



階段の上段より



階段には両側に手摺が設置されています。また、階段の段鼻と踏面の色彩を明度差の大きいものとしています。また、昇降機、階段の選択が階下できるように配置されています。利用する人の状況に応じたアクセスが可能です。



階段手摺には点字表示を行っています。点字表示にはその内容が文字で併記されています。

### 5 視覚障害者誘導用ブロック等

#### 良くない事例



スペースがないため、やむを得ないのですが、視覚障害者誘導用ブロックは制御盤正面に誘導するのが良いです。

#### 良い事例



視覚障害者誘導用ブロックは、人的対応による乗車券等販売所と券売機に案内しています。カウンターに、車いす使用者の円滑な利用に適した低カウンターがないのが残念です。

## 6 案内設備

## 良い事例



移動円滑化のための主要な設備の配置を案内しています。なお、設置にあたっては、通路の有効幅員を阻害しないよう計画します。



既存の施設の移動の円滑化を行う際に、やむを得ず経路が分かりづらくなる場合は案内板等により案内します。

## 7 便所

### 良い事例



視覚障害者誘導用ブロックにて便所の点字による案内板まで誘導しています。

多機能便房内正面



多機能便房内側面



多機能便房の内部です。



多機能便房内部に設置されている、オストメイトの方が使用する洗浄設備です。



多機能便房内部に設置されている洗面器です。



一般便所の洗面器です。

カウンター埋め込み式とし、もたれかかった時に耐えうる強固なものとしています。

また、水洗器具は光感知式とし、容易に操作ができるものとしています。

洗面器前面の鏡とは別に、全身の映る姿見が設置されています。



3～4才児の利用に配慮し、上面の高さ55cm程度の洗面器も設置されています。



一般便所の男子用小便器です。両側に手摺のある床置式の小便器が設けられています。